

患者の自己決定権と 医師の説明義務

岩見沢事務所長 弁護士 小野田 充宏



かつては、どんな医療を施すかは専門家である医師が決めるべきもので、患者はそれに黙って従うべきもの、という風潮もあったようですが、今では、医療における主役は患者であって、例えば、患者がそもそも医療を受けるのか否かや、どの病院等で医療を受けるのか、どんな医療を受けるのか、複数ある治療方法のうちどれを選択するのか、といったことは患者自身が決めるべきことである、と考えられています。患者には自己決定権があり、医師をはじめとする医療従事者は患者の自己決定権を最大限尊重すべきである、というわけです。

そのため、医師の医療行為がいかに適切なものであったとしても、患者の同意なしに行えば、患者の自己決定権を侵害するものとして違法とされることとなります。

それでは、患者の同意がありさえすれば、医師は直ちに自分が適切と考える医療行為を行ってよいということになるのでしょうか。手術前に医師から早口で色々まくしたてられてわけも分からず同意書に署名した、という人もいるのではないかと思います。そのような同意は有効なのでしょうか。

患者の同意が有効とされるためには、その前提として、医師は説明義務を尽くさなければならないとされています。具体的には、医師は、患者に対し、現在の症状や病名等のほか、手術の場合には手術の方法、手術に伴う危険性、手術をしない場合の危険性、他の治療方法の内容やメリット・デメリット、予後などについて、患者が理解可能なように説明しなければなりません。患者に自己決定権があるとは言っても、ほとんどの患者は医療の素人であり、専門家である医師から正しい情報の提供を受け、分かりやすく正確な説明を受けなければ、どのような医療を受けるか等について判断などできるはずもないからです。

医師が全く説明をしなかったり、不十分な説明しかしなかった場合には、説明義務違反により患者の自己決定権を侵害したとして、損害賠償責任(慰謝料の支払義務)が発生します。

このような事態は患者にとっても、医師にとっても望ましくないことですので、医師と患者の間で十分なコミュニケーションをとることが望まれます。

インターネットにおける 誹謗中傷・侮辱罪の厳罰化

弁護士 大塚 智子



ネット上での誹謗中傷が社会問題となっています。中には、誹謗中傷によって自殺にまで追い込まれるケースもあり、事態は深刻です。

ネット上の誹謗中傷は、その匿名性から安易に行ってしまう人がいますが、犯罪となる可能性があります。その代表例は名誉毀損罪と侮辱罪です。この2つの違いですが、名誉毀損罪では人の社会的評価を害するような事実を示すことが要件とされています。一方、侮辱罪は、具体的な事実を示さずとも、公然と「バカ」「アホ」などと人を誹謗中傷すれば成立し得るのです。

そのため、刑罰は、名誉毀損罪の方が重く(3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金)、侮辱罪はこれまで刑法上最も刑罰が軽い犯罪でした(拘留又は科料※)。

しかし、社会問題化したネット上の誹謗中傷を抑止するため、令和4年、侮辱罪を厳罰化する法改正がなされ「1年以下

の懲役・禁固または30万円以下の罰金」という刑罰が新たに加えられました。単に刑罰が重くなっただけでは無く、これにより時効が1年から3年へと延長され、さらに、犯人が逮捕される可能性も高まりました(改正前は逮捕に住居不定等の要件が必要でしたが、改正後は不要となりました。)

ネット上の誹謗中傷に対しては、名誉毀損罪や侮辱罪での刑事告訴のほか、民事上の慰謝料請求等も考えられます。もし、被害に遭われた場合は、お早めにご相談ください。

※拘留…1日以上30日未満の期間、刑務所などの刑事施設に拘置される。懲役と異なり刑務作業を行う義務はない。
※科料…1000円以上1万円未満の金銭を支払う。

